

真狩村紙ぱんつ支給事業 個人負担率表

介護保険料区分		自己負担率
第1段階	町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 町村民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	0割負担
第2段階	町村民税非課税世帯で、前年の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	1割負担
第3段階	町村民税非課税世帯で、前年の合計所得+課税年金収入が120万円を超える方	1割負担
第4段階	本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	5割負担
第5段階	本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入が80万円を超える方	5割負担
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7割負担
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	7割負担
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	10割負担
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	10割負担

※1 個人負担金は配布された紙パンツ又は尿とりパットの枚数にそれぞれの1枚当りの単価を掛けた金額に 自己負担率を掛けた金額が個人負担金になります。

※2 介護保険料の段階は、4月から6月までは前年度とし、7月からは当該年度の段階とする。

○尿とりパット又は紙パンツの1枚辺りの単価は次のとおりとする

・尿とりパット 1枚につき単価20円 とする。 紙パンツ1枚につき単価100円とする

附 則

改正後の個人負担率表の適用については、平成29年8月1日から適用とする。